平成２７年（フ）第１号
愛知県岩倉市中央町３丁目70番地　フラワーハイツ301
債務者　佐敷　　淳
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４５号
香川県高松市茜町26番10　第一青春ハイツ1306号、住民票上の住所香川県高松市茜町26番10―305号
債務者　村上　大志
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４７号
香川県木田郡三木町大字氷上1599番地４
債務者　中津川剛志
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１０号
山口県宇部市北小羽山町１丁目４番５―503号小羽山県営住宅
債務者　大垰　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１９４８号
名古屋市中村区黄金通６丁目23番地　黄金の杜ハイツ３Ｃ号
債務者　西村　　総
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８３号
長崎県長崎市上小島３丁目６番34号　コーポファンタジア201号
債務者　野田　荘二
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―607号
債務者　伊藤　敏子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６９８号
宮城県多賀城市高橋１丁目16番46号
債務者　荒井　拓海
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７０５号
仙台市若林区六丁の目中町11番20号　サンパルＫ・Ｋ301、従前の住所仙台市泉区八乙女中央３丁目４番36―310号
債務者　増井　一川
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７６１号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目18番11号　ルミネ壱番館103
債務者　栃窪　一彦
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７６６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地５号棟201
債務者　前田　芳枝
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
宮城県角田市角田字錦町30番地21
債務者　赤井　史和
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２２０号
秋田市仁井田新田１丁目６番29号
債務者　西根喜美男
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３１号
秋田市山王６丁目８番８号　幸福荘１号
債務者　田村夏菜子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８号
福島市方木田字田仲28番地の23　エスポア・コンフォース103
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第９１号
福島市飯坂町平野字代１番地の14
債務者　佐藤いずみ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福島地方裁判所